

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
24年第9号	24.9.12	<p>茨城の子どもたちを放射能から守る対策を求める請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故が原因で、大量の放射性物質が環境中に放出され、茨城県においても放射性ヨウ素による相当量の汚染があったことが各研究機関の調査によって解明されつつある。しかし当時は、国から屋内退避の指示もなく、多くの子どもたちが甲状腺がんの発症率を高める放射性ヨウ素による被ばくをした可能性が高いと考えられる。</p> <p>放射能の影響は成長期の子どもほど受けやすいといわれている。福島第一原発事故による放射能漏れがどれだけの健康影響をもたらすのか、現時点では正確には分からない。しかし、チェルノブイリでの実例を見ると、子どもたちの放射線障害は時間を経てから症状が出てくるという実態がある。私たちは予防、早期発見と早期治療体制の整備こそが、子どもたちの健康への懸念と被害を最小限に抑える唯一の方法だと考える。</p> <p>平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が成立し同月27日に公布された。</p> <p>「原発事故子ども・被災者支援法」では、子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子どもに一定基準以上の放射線量の地域に住んでいた場合は、健康診断が生涯にわたって実施されるよう国が必要な措置を講じることとされている（第13条第2項参照）。この「一定基準以上の放射線量の地域」を指定するにあたっては、放射性セシウム等半減期の比較的長い核種だけでなく、現在で</p>	<p>茨城の子どもたちを放射能から守る会 代表 飯村 有希 外3名</p>	<p>海野 透 西條 昌良 田山東湖 藤島 正孝 白田 信夫</p>	保健福祉	採択

	<p>はホールボディカウンタ等による測定が困難な放射性ヨウ素等の半減期の短い核種による事故初期段階の内部被ばくについて考慮した健康リスク評価が非常に重要である。茨城県の事故直後の放射性ヨウ素の分布などについても十分な情報を得、かつ、さまざまな可能性を考慮したうえでの支援対象地域の指定を希望する。</p> <p>事故後、茨城県産の一部の食品からも暫定基準値を超える放射性物質が検出された。半減期が30年のセシウム137も相当量検出されているため、今後も食品の長期的な監視が必要である。また学校給食に「極めて高度な安全性」がもためられていることは、これまでの確定判決が示すとおりである。給食検査においては、子どもたちが給食を摂取する前の事前検査と、摂取後の事後検査が共に重要である。本県においては、事後検査の検査体制が整えられつつあることから、最優先課題としてこの県内全域の市町村への拡充を国に対して強く要望することを希望する。</p> <p>また学校給食について計測されたすべての結果は、わかりやすく速やかに公表しなければならない。検査の結果、汚染が少ないことが判明した場合には、給食への不安が大きく低減されることになる。</p> <p>については、子どもたちを放射能から守るため、次のような対策を県に求め請願する。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1 「原発事故子ども・被災者支援法」では、子どものときに一定基準以上の放射線量の地域に住んでいた場合、健康診断が生涯にわたって実施されるよう国が必要な措置を講じることとされているので、放射性ヨウ素等の半減期の短い核種による事故初期段階の内部被ばくについても十分な情報・多角的な知見を収集し、同法の言う「一定基準」を早急に確定し、それにもとづき対象地域を早急かつ適切に指定するよう国に対し強く求めること。</p> <p>2 県内の全域又は一部地域が「原発事故子ども・被災者支</p>				
--	---	--	--	--	--

		<p>援法」に基づく支援対象地域に指定された場合は、健康診断の実施をはじめとする必要な支援策が迅速に行われるよう、茨城県は主体的に対応・対策に着手すること。</p> <p>3 県内に住む子どもたちの成長や健康を見守るために、茨城県は県内の空間放射線量の監視や食品中の放射性物質の検査をきめ細かく実施するとともに、放射線の健康影響に対する最新の知見を収集し、状況の変化があれば迅速な対応をとること。</p>				
--	--	--	--	--	--	--